

館外貸出資料の遠隔地返却手続きのご案内
～県立図書館で借りた資料を市町村の図書館で返却～



広域サービスの一環として、県立図書館から遠隔地にお住まいの利用者の方々を対象に、県立図書館で借りた資料を市町村立図書館で返却できるサービスを実施します。

利用できる図書館は別表(裏面)の市町村立図書館・図書室です。(県立図書館所在地の熊谷市、久喜市の図書館は対象外です。)

「遠隔地返却」を利用される場合は、県立図書館の窓口で貸出の際にお申し出ください。返却の際は資料の梱包等が必要です。詳しくは下記をお読みください。

記

1 返却できる図書館

別表の図書館等(リストにある図書館等で返却できます。)

2 返却できる資料

県立図書館の窓口でお借りになった県立図書館所蔵資料(図書・雑誌・CD・DVD等)。

ただし、次の資料は県立図書館に直接返却してください。

⇒県立図書館が他の図書館から借り受けて貸し出した資料

⇒取り扱いに注意を要する資料等で県立図書館が指定した資料

3 利用手続き

(1) 資料を借りる時

- ・県立図書館の窓口で「遠隔地返却」用の「返却依頼票」をご請求ください。
- ・職員が返却予定の図書館(受付館)等の確認をさせていただきます。

※後日に「遠隔地返却」を希望される場合は、貸出館に電話等でご相談ください。

(2) 資料を返す時

- ・中身を確認の上、資料が散逸・損傷ないように梱包してください。
- ・必要事項を記入した「返却依頼票」を貼付してください。
- ・梱包資料を市町村立図書館の窓口カウンターに直接お持ちください。
(ブックポストには入れないでください。)

コバトン



4 ご注意ください!

- ・同一返却(貸出)日の資料は一括して、借り受けた県立図書館宛てにご返却ください。
- ・市町村立図書館に返却いただいてから、県立図書館へ回送・返却処理をするまでに日数がかかります。
この間は「貸出中」の扱いになりますのでご注意ください。

5 お問い合わせ

埼玉県立図書館の各窓口へ

埼玉県立熊谷図書館

電話048-523-6291

埼玉県立久喜図書館

電話0480-21-2659

